

全国福祉用具専門相談員協会 理事長

## 岩元文雄さん



(いわもと・ふみお)  
1988年3月、青山学院大学卒業。東京でのサラリーマン生活を経て、92年4月にカクイワの基準寝具(現・カクイックス)に入社。03年3月、福祉用具部門を分社独立し、カクイックスウイングを設立。05年より同社代表取締役社長。全国福祉用具相談員協会理事長、日本福祉用具供給協会副理事長なども務める。

### 介護保険制度の 福祉用具

高齢化や人口減少など、社会構造が激しく変化する中で、高齢者や障がい者がこれまでどおりに住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続け、できる限り自立して積極的に社会参加できるよう、日常生活の便宜を図るものが福祉用具です。介護保

制度では、こうした福祉用具を利用料の1割~3割で利用することができます。利用できる福祉用具の種類は、  
①車いす  
②車いす付属品③特殊寝台④特  
殊寝台付属品⑤床ずれ防止用具  
⑥体位交換器⑦手すり⑧スロープ  
⑨歩行器⑩歩行補助つえ⑪認  
知症老人徘徊感知器⑫移動用  
リフト(つり具の部分を除く)

選定・調整のプロ  
福祉用具相談員

高齢化や人口減少など、社会構造が激しく変化する中で、高齢者や障がい者がこれまでどおりに住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続け、できる限り自立して積極的に社会参加できるよう、日常生活の便宜を図るものが福祉用具です。介護保

制度では、こうした福祉用具を利用料の1割~3割で利用することができます。利用できる福祉用具の種類は、  
①車いす  
②車いす付属品③特殊寝台④特  
殊寝台付属品⑤床ずれ防止用具  
⑥体位交換器⑦手すり⑧スロープ  
⑨歩行器⑩歩行補助つえ⑪認  
知症老人徘徊感知器⑫移動用  
リフト(つり具の部分を除く)

介護保険は貸与が原則  
介護保険の福祉用具のもう一  
つが、あるいはどのように使えばいいのか、迷ってしまう  
かもしれません。そこを支援さ

# 福祉用具専門相談員が利用を支援

せていただどのが、われわれ福

祉用具専門相談員です。

介護保険では、福祉用具事業

者に福祉用具専門相談員の配置

が義務付けられています。福祉

用具専門相談員が、ケアマネ

ジャーをはじめとする専門家と

チームになって、福祉用具の利

用や選定を支援するのが、介護

保険制度における福祉用具サ

ービスの大きな特長です。福祉用

具のことをまったく知らない人

でも、いざという時に、自分に

合った最適な福祉用具を選ぶこ

とができます。

介護保険は貸与が原則

介護保険の福祉用具のもう一

つの特長が、貸与、つまりレン

タルが原則になっている点で

す。理由は、高齢者の場合、加

齢や病気によって、身体機能が

変化していくため、それに合わ

せて使用する福祉用具を選時、

適切に替えるられるようするため

です。たとえば、歩けづらづら、

歩行器を使って安全に歩けるよ

うにする。歩けなくなったら、

車いすを利用して、これまでど

同じように移動できるようにな

るといった具合です。

もう一つのメリットは手軽さ

です。福祉用具は高価な物多く、購入するとなると、経済的

負担も大きいです。でも、レ

ンタルであれば、必要がなくな

ります。生産年齢人口は減少の一途を辿り、50年においては

20年と比較するとおよそ3割程

度減少する見込みとされており、状況は深刻です。

### 福祉用具専門相談員 の社会的役割

わが国は、「団塊の世代」が、

要介護認定を受ける割合が大き

く上昇する75歳以上の後期高齢

者となる、いわゆる「2025年問題」にまもなく直面しよう

としています。介護人材の不足

数は32万人程度といわれてお

り、40年になれば約70万人の介

護人材が不足するともいわれて

ます。